

川崎市公告第902号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

令和7年5月15日

川崎市長 福田 紀彦

公園の名称	所在地	区域	面積 (㎡)	主な公園 施設
菅第2公園	多摩区菅北浦1丁目12番11号	別 図	180	休養施設 ほか

※ 公告日をもって供用開始日とします。